

(2) 中小企業に対する育児・介護支援

中小企業従業員仕事と育児支援助成

東京都千代田区政策経営部国際平和・男女平等人権課

(H17.4.1 現在人口 43,210 人)

TEL 03-5211-4166

FAX 03-3264-7989

メールアドレス

ホームページ

c.kokusaiheiwa@jasmine.ocn.ne.jp

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/miw>

○ 目的・概要

男女共同参画社会の実現に向けて、子育てと仕事の両立支援は、社会全体としての取り組みが必要です。社会の構成員である企業には、従業員が求める新しいライフスタイルを実現できる職場環境を整備することが緊急の課題となっています。そこで千代田区では、仕事と子育ての両立できる職場環境を整備する中小企業にインセンティブを与え誘導するための一つの手法として、平成14年12月に、この「中小企業従業員仕事と育児支援助成」制度を立ち上げました。

その内容は、育児休業中の従業員に雇用保険の育児休業基本給付金に上乗せして1か月以上賃金を支払っている中小企業主に、区が10万円を上限に1/2を助成するものです。事業開始にあたり、中小企業に対するアンケートで利用意向6割を確認できたのに利用実績が上がらない状況が続いたため、平成16年度に企業へのヒアリング等を行いながら事業内容について検討し、平成17年4月から、助成率2/3・上限額20万円とする見直しを行いました。

また、仕事と子育ての両立できる職場環境づくりを一層進めるため、奨励金を交付する2事業を追加しました。一つ目は、「従業員配偶者出産休暇制度」であり、2日以上の有給による休暇制度を新たに立ち上げ利用者が発生した場合に、1事業者1回に限り20万円の奨励金交付と、2人目以降の利用者発生ごとに1人5万円の奨励金を交付するものです。二つ目は、「子の看護休暇制度」として、育児・介護休業法に基づく子の看護休暇を有給にし、3日以上の利用者発生ごとに3万円の奨励金を交付するものです。

○ 特徴

職場における子育てと仕事の両立支援は、法制度の整備と企業の自主的な取り組みの両面から取り組む必要があります。財政的に厳しい状況にありがちな中小企業については、行政からの財政支援が必要となります。このため区では、法の趣旨の普及啓発とともに、法を上回る自主的な取り組みを行った中小企業に対し、助成金・報奨金を交付することで、従業員が子育てと仕事の両立を可能とする職場環境を整備することが不可欠な時代であることを認識するきっかけとなるよう目指しています。

賃金の上乗せ支給への助成金は全国初であり、配偶者出産休暇・子の看護休暇制度奨励金についても、利用者発生ごとに奨励金を交付するのは、他に例をみない制度です。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

アンケートによる利用意向を確認の上で事業化しましたが、利用実績が上がらなかったため、事業見直しにあたり、有識者や団体、事業主、従業員へのヒアリングを行った結果を踏まえ、助成率・支給限度額をアップすることとしました。また、父親として早期に子育てに参加することで、その後のかわり方が違ってくると言われていたことから、「配偶者出産休暇制度」を、また、子の病気やけがの際に年次有給休暇を気にすることなく休めるための「子の看護休暇制度」と、二つの制度に奨励金を交付することで一層内容の充実を図りました。絵に描いた餅にしないよう、制度立ち上げ時のみの支援ではなく、利用者発生ごとに支援継続方式としています。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算：5,000,000円

従事職員数：0.3人

○ 取組による効果、参考データ等

事業実績としては、平成14年度1件、16年度1件、17年度1件と少ないが、情報が届くべきところに届けば実績はあがっていくものと考えています。

○ 実施にあたって活用した支援制度

育児休業基本給付金（ハローワーク）

育児休業期間中に休業前賃金の30%（復帰後10%）が、雇用保険制度の枠組みの中で支給

○ 今後の課題・方向性

平成17年度より事業内容の充実を図ったため、当面は事業の周知に努めることとする。

「配偶者出産休暇制度」「子の看護休暇制度」については、区内中小企業における制度普及状況をみながら見直すことも考えられる。

育児・介護休業者職場復帰支援事業

東京都千代田区政策経営部国際平和・男女平等人権課

(H17.4.1 現在人口 43,210 人)

TEL 03-5211-4166

FAX 03-3264-7989

メール

ホームページ

c.kokusaiheiwa@jasmine.ocn.ne.jp

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/miw>

○ 目的・概要

育児介護休業又は介護休業を取得中の従業員が円滑に職場復帰ができるよう、必要な講習等を実施した事業主に対し、定額の奨励金を交付する制度として平成14年12月に立ち上げました。

対象者は、千代田区内に事業所をもつ中小企業で雇用保険適用事業所の事業主です。

具体的には、財団法人21世紀職業財団の認定を受けた「育児・介護休業者職場復帰プログラム」を実施し、同財団からプログラム実施奨励金の支給を受けている場合に、財団の奨励金額の1/2の額を区から交付するものです。制度創設以来、平成16年度まで利用実績がなかったため、16年度見直しし、17年度からは従来の制度の他に区単独で、「職務に関する情報の提供」をした場合に奨励金を交付することとしました。1人分の交付限度額は合計10万円です。

財団に上乘せ分：在宅講習…単価5千円、支給限度12か月、限度額6万円

職場環境適応講習…単価2千円、支給限度12日、限度額2.4万円

職場復帰直前講習…単価3千円、支給限度12日、限度額3.6万円

職場復帰直後講習…単価3千円、支給限度12日、限度額3.6万円

区単独支援：情報提供…単価5千円、支給限度18か月、限度額9万円

○ 特徴

厚生労働大臣の指定法人となっている財団法人の認定プログラムを実施することを条件としていることと、財団がプログラムから除いた「情報提供」を区単独で支援することとしたことです。

財団のプログラムでは月2回以上の定期的な情報提供で、12か月を支給限度としていましたが、区単独支援の「情報提供」については、月1回の情報提供でも支給対象にするなど条件を緩和し、利用しやすくしています。また育児・介護休業法の改正に合わせ、支給限度も18か月としています。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

平成14年12月の制度創設以来、16年度まで利用実績がなかったため、16年度に、中小企業主や従業員の意見聴取を行いながら、利用しやすい制度となるよう見直しに向けた検討を行いました。

その結果、17年度からは従来の制度の他に、中小企業が一番実施しやすいと思われる、「情報提供」について区単独で支援することとし、支給対象を月1回以上からとするなど条件を緩和しました。また、育児・介護休業法の改正に合わせて支給限度も18か月としています。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予 算：3,000,000円

従事職員数：0.3人

○ 取組による効果、参考データ等

実績は、平成17年度1件

○ 実施にあたって活用した支援制度

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

(財団法人21世紀職業財団東京事務所)

在宅・職場環境適応・職場復帰直前・職場復帰直後講習を実施した事業者に対し、1人に付き、中小企業21万円を支給

○ 今後の課題・方向性

21世紀職業財団に上乘せする分については、財団から奨励金を交付されていることが支給条件となることから財団の協力が不可欠です。(対象事業者の把握が区では難しい。)財団に一層の協力をお願いするとともに、事業のPRに努めます。